

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税（均等割）非課税世帯や令和5年1月から10月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から30日以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税（均等割）が非課税」
の世帯

※世帯全員が住民税課税者から扶養を受けている世帯は対象とはなりません

令和5年1月～10月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)
※世帯全員が住民税課税者から扶養を受けている世帯は対象とはなりません

令和5年6月1日時点で
志布志市に住民登録がある世帯
志布志市から確認書が届きます

要返信

令和5年10月31日（火）
までに返信をお願いいたします。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限：令和5年10月31日（火）

【申請書配布先】市役所各庁舎福祉窓口まで

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

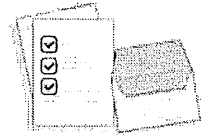
給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる可能性のある世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書をお送りします。（令和5年7月下旬頃発送予定）
- 確認書の内容（支給要件等）を確認し必要事項を記入の上返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



※給付対象確認の為、未申告の方は申告をお願いします。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

世帯の全ての方の収入が、非課税水準相当となった世帯が対象です。



- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要な書類は、市役所福祉窓口で受け取れます。
(郵送での受け取りを希望される方は下記問い合わせ先までご連絡ください)

【提出書類】家計急変世帯分申請書（請求書）、簡易な収入（所得）見込額の申立書、「任意の1カ月の収入（給与収入・事業収入・公的年金収入・不動産収入）」がわかる書類、または、「令和5年中の収入（所得）見込額」がわかる書類、本人確認書類の写し、通帳などの写し

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から令和5年10月の任意の1カ月收入×12月）が住民税非課税水準以内であることを指します。【適用される限度額については、お問い合わせください。】

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している方で、令和5年6月1日以前に志布志市に住民票を移すことができなかった場合は、所定の手続きをしていただくことで給付を受けることができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

他の市町村で同様の給付金を受給した世帯（または世帯主）は対象となりません。

お問い合わせ

志布志市役所 福祉課 社会福祉係

☎ 099-474-1111 受付時間 8:30~17:15（土日祝を除く）